＜進路指導　知識⑥＞

重症心身障害児（者）について

○**重症心身障害**とは、重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態をいい、その状態にある子どもを重症心身障害児といいます。さらに成人した重症心身障害児を含めて重症心身障害児(者)と呼びます。

○重症心身障害児(者)と判定されるためには、肢体不自由による身体障害者手帳１種１級および２級、療育手帳Ａ判定の所持が必要となります。手続きは、計画相談専門員を通じて、市町村への申請となります。

○「放課後等デイサービス」の利用など、事業所のサービスによっては、この重症心身障害児（者）判定が必要な場合があります。
※また、高等部卒業後に「療養介護」を利用する場合には、この判定が必要となる場合もあります。

＜療養介護＞
・医療的ケアと介護の両方が必要な人のために医療機関が行うサービスです。病院などの医療機関に入院（入所）していて、その場でサービスを受けることになります。
※山梨県内では「山梨県立あけぼの医療福祉センター」と「国立病院機構甲府病院」のみとなります。
（対象者）
・病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする方で次に該当する方

(1) 筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方であって、**障害支援区分が区分６**
(2) **筋ジストロフィー患者または重症心身障害者**であって、**障害支援区分が区分５以上**

＜重症心身障害児（者）判定の基準＞
○身体障害者手帳１種１級および２級
○療育手帳Ａ判定
※計画相談専門員を通じて、市町村へ申請となります。

＜放課後等デイサービス＞
【重心型】：重症心身障害判定が必要な福祉サービス事業所

「むすぶ」（甲斐市）　「あゆむ」（甲斐市）　「Meki Meki」（韮崎市）　「あおば」（南アルプス市） ※必ずということではないので、計画相談を通じて事業所に相談してください。 **ただし、「むすぶ」・「あゆむ」については、重心のみの受け入れ**となっています。

【基本型】：重症心身障害児（者）を対象としていない事業所

「マハロ」（南アルプス市）　「いまはぴ」（南アルプス市）　「楽らっくキッズ」（韮崎市） 「キッズクラブ ひまわり」（北杜市） ※必ずということではないので、計画相談を通じて事業所に相談してください。